

九州厚生局への提出事項に関する事項

当院は厚生労働大臣の定める基本診療料の施設基準に適合している保険医療機関です。

<標榜診療科目>

内科・リハビリテーション科・循環器内科・消化器内科

<病床数> 300床

- ・回復期リハビリテーション病棟（5階病棟） 60床 1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護助手が勤務しています。
- ・障害者病棟（6階病棟） 60床 1日に18人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
- ・医療療養病棟（7階、8階、9階病棟） 60床 1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護助手が勤務しています。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ◎回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ◎療養環境加算 ★個室除く（加算対象外）
- ◎障害者施設等入院基本料（10：1）
- ◎療養病棟療養環境加算1
- 看護補助体制充実加算3
- ◎医療安全対策加算2
- 夜間看護体制加算
- 医療安全対策地域連携加算2
- ◎療養病棟入院料1
- ◎後発医薬品使用体制加算1
- 在宅復帰機能強化加算
- ◎データ提出加算1・3
- 看護補助体制充実加算3
- ◎入退院支援加算1
- ◎診療録管理体制加算3
- 地域連携診療計画加算
- ◎特殊疾患入院施設管理加算
- ◎認知症ケア加算3

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ◎がん性疼痛緩和指導管理料
- ◎呼吸器リハビリテーション料（I）
- ◎薬剤管理指導料
- 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ◎CT撮影（16列以上 64列未満のマルチスライスCT）
- ◎がん患者リハビリテーション料
- ◎脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ◎外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ◎運動器リハビリテーション料（I）
- ◎入院ベースアップ評価料（29）
- 初期加算及び急性期リハビリテーション加算

【その他届出】

- ◎特別の療養環境の提供の実施
- ◎液化酸素（LGC）0.21 円/リットル
- ◎大型ポンベ（3000L 超）0.37 円/リットル・小型ポンベ（3000L 以下）2.11 円/リットル

【食事療養について】

当院では、入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しております。

- ・特別メニューの食事の提供

予め決められた日に患者様の自己負担により、複数のメニューから患者様の希望により選択できる食事の提供を行っております。